

決議案第1号

(和光市議会)

(仮称) 和光市産業振興条例制定に向けた政策提言に関する決議

上記の決議案を和光市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月18日

和光市議会議長 齊藤 秀雄 様

提出者 和光市議会総務環境常任委員会委員長

赤松 祐造

(仮称) 和光市産業振興条例制定に向けた政策提言に関する決議

市内企業の約9割は中小企業・小規模企業等ですが、飲食店等を中心にチェーン店が増加し、小規模企業等が減少しています。また、土地価格の高騰、住工混在の土地柄などの理由により、製造業も減少している現状です。

新規起業者は市内での立地を断念し、また、既存の事業者は、売り上げの停滞、減少等、厳しい経営状況にあり、人材、後継者不足等様々な問題に直面しています。

市内企業は地域の経済や雇用を支える重要な担い手であり、地域の防災・防犯、環境保全、青少年の育成をはじめとする協働のまちづくりに大きく貢献する存在です。市民生活をより一層豊かにするためには、市内の産業を発展させることが不可欠です。

今後策定される第五次和光市総合振興計画基本構想等での施策の位置づけや、和光理研インキュベーションプラザや国の研究施設等の知的財産の活用、農業振興策も含めた総合的なまちづくりの観点からも、その取組に対して条例として明確にすべきであると考えます。

そこで、市内中小企業・小規模企業等の振興施策を推進するため、議会基本条例第3条第2号及び第5条第3項の規定により、下記事項を考慮した(仮称)和光市産業振興条例の制定を求め、提言を決議いたします。

記

- 1 市の責務、事業者・商工会の役割、市民と民間団体の理解と協力を明記し、施策の実施状況の検証と公表を行うこと
- 2 施策の進行管理及び施策の提言ができる、市内事業者、市民、専門家等で組織された(仮称)産業振興協議会等を設置すること
- 3 小規模企業等の自主的な努力を基本としながら、その振興に関する施策を総合的に行うこと
- 4 和光市独自の企業市民認定制度を活用する施策を行うこと
- 5 商工会等の中小企業・小規模企業等支援団体への加入に努めること

以上、決議します。

平成31年3月18日

埼玉県和光市議会

埼玉県和光市長 松本 武洋 様